

「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」改正に関するアンケート

「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者の安全確保等に関する条例」の一部改正に向け、「暴排条項の導入」や「シュノーケリング業の導入」など、県条例の見直しを検討しておりますので、皆様からの意見をお聞かせ下さい。

- 問1 あなたの居住地は？ 沖縄県内 沖縄県外
- 問2 あなたの年代は？
 10代 20代 30代 40代 50代 60代以上
- 問3 あなたの職業は？
 学生 会社員 自営業 公務員 飲食店関係
 マリンレジャー関係 その他（ ）
- 問4 あなたは、シュノーケリングを体験したことがありますか？
 ある ない
- 問5 あなたが感じ（抱い）ているシュノーケリングに対するイメージを教えてください。
（複数回答可）
 誰でも手軽に楽しめる 道具さえ準備すればできる
 体力を使わなそう 資格がいらない
 どこでもできそう 教えてもらわなくてもできそう
 ルールを守れば安全 事故が多く危険
 その他（ ）
- 問6 シュノーケリングを安全に楽しむため注意すべき点は？
（複数回答可）
 一人ではやらせない 体調管理の徹底
 遵守事項等の周知 風波、潮流等の情報提供
 何かしらの規制を設ける
 その他（ ）
- 問7 シュノーケリング業(客を海域等に案内してシュノーケリングをさせる業者に限る)を営む者について、従来は何も規制がなかったものを条例改正により公安委員会への届出制に変更することについて
 賛成（→賛成理由をチェックした理由を記載して下さい）
 反対（→反対理由をチェックした理由を記載して下さい）
理由：

裏面に続く

問8 シュノーケリング業の導入にあたり、どのような安全対策基準が必要ですか？
(複数回答可)

- 用具の点検
- 危険場所でのシュノーケリングの禁止
- シュノーケリングガイドの配置
- 風波、潮流等の情報の提供
- 航行に危険があると認められる場合の措置
- 水難事故発生時における警察等への通報
- 緊急連絡用の通信手段の整備
- シュノーケリングガイドに対する講習の実施
- シュノーケリングガイド及び利用客等の名簿の整備
- 利用者に対する遵守事項等の整備
- その他 ()

問9 シュノーケリング業の導入について、ご意見ご要望等があれば記載をお願いします。

問10 ダイビングに係るインストラクターとゲストの人数について、県条例施行規則では、ガイドダイバーが1人で案内し、指導できる潜水者の人数の基準について、『初級潜水者に対しては、概ね6人』『中級潜水者に対しては、概ね8人』と規定されています。それぞれの基準について妥当とお考えですか？

- 初級 妥当である 多すぎる 少なすぎる

理由：

- 中級 妥当である 多すぎる 少なすぎる

理由：

ご協力ありがとうございました！

※ お手数ですが、アンケートは警察本部（生活安全部地域課）へ郵送、又は、最寄りの警察署（地域課）までご持参をお願いします。

担当 沖縄県警察本部生活安全部地域課水上安全対策係
電話：098－862－0110（内線：3865）
FAX：098－862－0115